

新潟市障がい者雇用企業認定事業（みつばち企業認定制度）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障がい者雇用に積極的な企業等を認定し、その取り組み内容を店頭に掲示し、市民、企業等にその情報を提供することにより、障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）への理解及び雇用の促進を図ることを目的とする。

（対象企業）

第2条 この要綱に規定する事業（以下「本事業」という。）の認定の対象とする企業等は、新潟市内に支店、営業所、店舗等（以下「事業所」という。）を有する企業等であって、第4条第1項各号に規定する基準のいずれかに該当するものとする。

（申請）

第3条 本事業の認定を受けようとする企業等は、当該企業等の事業所ごとに別記様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 障がい者の雇用保険者証の写し
- （2） その他、市長が必要と認める書類

（認定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、提出された申請書及び添付書類の内容を審査し、次に掲げる基準のいずれかに該当するときは、当該基準に該当する旨認定し、別記様式第2号による認定書により、当該申請のあった企業等に通知する。

- （1） 次に掲げる基準のいずれかに該当すること。

ア 前条の規定による申請があった日において、障がい者を雇用していること。

イ 前条の規定による申請があった日の1年前の日から当該申請があった日まで間に障がい者の実習等の受け入れを行い、障がい者の理解に努めたこと。

- （2） 次に掲げる基準のいずれかに該当すること。

ア 労働者40.0人以上の事業所にあつては、労働者の総数における障がい者の占める割合（以下「雇用率」という。）が、その雇用する労働者の数に2.5パーセントを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）以上であること。

イ 労働者が20人以上40.0人未満の事業所にあつては1人以上雇用していること。

ウ 労働者が20人未満の事業所にあつては0.5人以上雇用していること。

- （3） 前号に規定する雇用率に算定している障がい者のうち、雇用期間が継続して3年以上である者がいること。

- （4） 第2号に規定する雇用率が2.5パーセント未満であつて、雇用する障がい者の数が前年度と比べ1名以上増加したこと。

- （5） 第2号に規定する雇用率に算定している障がい者のうち、雇用期間が1年以上3年未満である者がいること。

2 前項の認定書の有効期間は、前項の規定による認定のあった日から当該日以後の最初の3月31日までとする。

3 市長は、第1項の規定による認定を受けた企業等に対し、当該企業等の事業所に掲示する別記様式第3号によるプレート（第1項各号の基準のいずれかに該当する旨を

証するシール（以下「シール」という。）を貼付するためのプレートという。以下同じ。）及びシールを交付する。この場合において、同項の規定による認定の回数が2回以上のときは、プレートを交付しない。

- 4 第1項の規定による認定を受けた企業等は、プレートの代金として2,000円を市に支払わなければならない。
- 5 市長は、プレートの代金の支払いを確認した後に、第1項の規定による認定を受けた企業等に対し、プレート及びシールを交付する。同項の規定による認定の回数が2回以上の場合は、第1項の規定による通知をするときに、当該認定に係るシールを交付する。
- 6 シールの交付を受けた企業等は、プレートに当該シールを貼付するものとする。
- 7 シールの交付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第1項第1号の基準に該当する場合 別記様式第4号によるシール
 - (2) 第1項第2号の基準に該当する場合 別記様式第5号によるシール
 - (3) 第1項第3号の基準に該当する場合 別記様式第6号によるシール
 - (4) 第1項第4号の基準に該当する場合 別記様式第7号によるシール
 - (5) 第1項第5号の基準に該当する場合 別記様式第8号によるシール

（変更の届出）

第5条 前条の規定による認定を受けた企業等は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、別記様式第9号による届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 認定を受けた内容

（プレートの再交付）

第6条 第4条の規定による認定を受けた企業等は、プレートを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記様式第10号による申請書により市長にプレートの再交付を申請することができる。この場合において、当該企業等は、プレートの代金として2,000円を市に支払わなければならない。

- 2 市長は、プレートの代金の支払いを確認した後に、前項の規定による申請をした企業等に対し、プレートを交付する。

（シンボルマークの使用）

第7条 第4条の規定による認定を受けた企業等は、別記様式第11号による本事業のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を会社案内、名刺等に使用することができる。ただし、シンボルマークを有償で頒布する製品等に使用することその他本事業の目的から逸脱して使用することを行ってはならない。

（事業の委託）

第8条 本事業の一部は、新潟市障がい者就業支援センターに委託して実施するものとする。

（普及啓発）

第9条 市は、第4条の規定による認定を受けた企業等の障がい者雇用に関する取り組みを市のホームページ、発行物等により周知し、障がい者雇用について普及啓発するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項第3号に定める「3年以上」は、平成26年度及び平成27年度にあつては1年、平成28年度にあつては2年とみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新潟市障がい者雇用企業認定事業 登録申請書

（宛先）新潟市長

事業所の名称

代表者名

新潟市障がい者雇用企業認定事業実施要綱第 3 条に基づき、次のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを宣誓します。

申請する事業所（支店、営業所、店舗等の単位）の概要		
事業所名		
	店舗・支店名	
業種		
所在地	〒	
担当者	所属	氏名
	電話番号	メールアドレス
新潟市障がい者雇用企業認定事業への申請回数 … （ ） 回目の申請		
申請する事業所（支店、営業所、店舗等の単位）の雇用状況 ※裏面「障がい者雇用状況計算書」より		
常用雇用労働者数	(①+②) 人	
障がい者数	身体障がい(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨) 人	精神障がい(⑩+⑪+⑫) 人
	知的障がい(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰) 人	難病等(⑱+⑲) 人
障がい者雇用率	⑳ %	
障がいのある人の業務		
認定基準の確認（該当する項目に✓をし、具体的に記入をしてください）		
(1) 障がいのある人への理解	☐ 障がい者を雇用している（申請時） ☐ 障がい者の実習等の受け入れを行った（過去 1 年間） 期間： 実習依頼元： ☐ 上記 2 つの項目に該当するものがない	
(2) 障がい者雇用への積極性	☐ 従業員 40.0 人以上で、雇用率 2.5％を達成している（申請時） ☐ 従業員 20.0 人以上 40.0 人未満で 1 人以上、 または従業員 20.0 人未満で 0.5 人以上雇用している（申請時） ☐ 雇用率 2.5％には達していないが、 前年度比 1 名以上の雇用を実施した（過去 1 年間） ☐ 上記 3 つの項目に該当するものがない	
(3) 雇用の継続・維持	☐ 3 年以上継続して雇用している障がい者がいる ☐ 1 年以上 3 年未満の雇用の継続をしている障がい者がいる ☐ 上記 2 つの項目に該当するものがない	

年 月 日現在

障がい者雇用状況計算書

申請する事業所(支店、店舗単位)における従業員の雇用状況			
①常用雇用労働者(短時間労働者を除く)		人	
②短時間労働者		人	
③障がい者雇用率の算定基礎労働者数		人	
		※① + (② × 0.5)	
申請する事業所(支店、店舗単位)における障がい者の雇用状況			
④身体障がい者		計	人
		※ (⑤ × 2) + ⑥ + ⑦ + (⑧ × 0.5) + (⑨ × 0.5)	
常用	⑤重度	人	
	⑥重度以外	人	
短時間	⑦重度	人	
	⑧重度以外	人	
⑨特定短時間労働者		人	
⑩知的障がい者		計	人
		※ (⑪ × 2) + ⑫ + ⑬ + (⑭ × 0.5) + (⑮ × 0.5)	
常用	⑪重度	人	
	⑫重度以外	人	
短時間	⑬重度	人	
	⑭重度以外	人	
⑮特定短時間労働者		人	
⑯精神障がい者		計	人
		※⑰ + ⑱ + (⑲ × 0.5)	
⑰常用			人
⑱短時間			人
⑲特定短時間労働者		人	
⑳難病等による障がい者		計	人
		※㉑ + (㉒ × 0.5)	
㉑常用			人
㉒短時間			人
㉓合計人数		人	
		※④ + ⑩ + ⑯ + ㉓	
㉔雇用率		%	
		※㉓ ÷ ③ × 100	

- (1)「常用雇用労働者」とは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で、1 年を超えて雇用される見込みがある、または 1 年を超えて雇用されている労働者のことをいう。
- (2)「短時間労働者」とは、常用雇用労働者のうち、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満の者のことをいう。
- (3)「特定短時間労働者」とは、1 週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者のことをいう。

年 月 日

新潟市障がい者雇用企業認定事業 登録審査結果通知書

(事業所名)
(代表者名) 様

新潟市長
(担当：)

次のとおり登録を ☐ 承認 ☐ 不承認 したので通知します。

承認	登録番号			
	障がい者雇用企業 事業者名等	事業所の名称		
		代表者名		
		所在地		
	認定項目	(1) 障がいのある人への理解	☐ 達成	☐ 未達成
		(2) 障がい者雇用への積極性	☐ 達成	☐ 努力賞 ☐ 未達成
		(3) 雇用の継続・維持	☐ 達成	☐ 努力賞 ☐ 未達成
不承認	理由			



別記様式第 4 号（第 4 条関係）



別記様式第 5 号（第 4 条関係）



別記様式第 6 号（第 4 条関係）



別記様式第 7 号（第 4 条関係）



別記様式第 8 号（第 4 条関係）



年 月 日

新潟市障がい者雇用企業認定事業 変更届

（宛先）新潟市長

事業所の名称

代表者名

登録事項に変更があったので、新潟市障がい者雇用企業認定事業実施要綱第 5 条に基づき、下記のとおり届け出ます。

登録番号	
事業所の名称	店舗・支店名
変更事項	
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	年 月 日

年 月 日

新潟市障がい者雇用企業認定事業 プレート再交付申請書

（宛先）新潟市長

事業所の名称

代表者名

障がい者雇用企業のプレートの再交付について、新潟市障がい者雇用企業認定事業実施要綱第 6 条に基づき、下記のとおり申請します。

登録番号		
障がい者雇用企業 事業者名等	事業所の名称	店舗・支店名
	代表者名	
	所在地	
再交付申請の理由	(理由を具体的に記載してください。)	

